

農村集落の新たなチャレンジ支援事業実施要領

第1 趣旨

人口の取り戻し等を通じた、営農の継続や集落機能の維持を図る将来プラン（以下「将来プラン」という。）の実現のため、取組の本格的な実施に先立って、地域が行う準備や試行的な取組を支援する。

なお、本事業の実施に当たっては、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号）及び新潟県地域農政推進費補助金等交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第2 事業対象地区

この事業の対象地区は、ビレッジプラン実践事業（前身の集落サポート人材育成事業を含む。以下「実践事業」という。）において重点地区に設定され、将来プランを策定した地区とする。

第3 事業主体

- 1 この事業の実施主体は、第2に定める地区の農業者等で構成する団体とし、2に掲げる要件を全て満たす団体とする。
- 2 事業主体が満たす要件は次のとおりとする。
 - (1) 構成員数が3戸以上であり、農業者を1戸以上含むこと。
 - (2) 代表者の定めがあること。
 - (3) 組織及び運営に関する規約等が定められていること。
 - (4) 次に掲げるいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団（新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号。（以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者
 - エ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - オ 自己、その属する法人、法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - カ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - キ その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

第4 事業内容及び実施基準

本事業は、第3に定める事業主体の取組を支援するものとし、事業内容及び実施基準は別表1のとおりとする。

第5 事業実施期間

事業実施期間は1年以内とする。

また、一般型は、実践事業による支援が開始した年から起算し、支援3年目及び4年目の事業主体が活用できるものとする。

第6 事業実施の申請及び認定

- 1 事業を実施しようとする事業主体の長は、実施計画申請書（様式第1号）に実施計画書（別紙1）及び将来プランを添付し、所管する地域振興局農林水産（農業）振興部（以下「地域振興局」という。）に提出する。
- 2 提出を受けた地域振興局は、内容を確認し、知事に進達する。
- 3 知事は、1の申請の内容を審査し、適当と認められるときは、事業主体の長に事業の認定を通知する。

第7 事業の実施

- 1 事業主体は、第6の3により認定された実施計画書に基づき事業を実施する。
- 2 事業の着手は、原則として当該実施計画の認定後とする。ただし、事業の性質、内容等により、計画の認定前の着手を必要とする場合、事業主体の長は、認定前着手届（様式第3号）を地域振興局長に提出の上で事業に着手するものとする。
- 3 前項ただし書きの規定により事業実施計画の認定前に着手した場合において、対象事業として認定されないときは自力事業とする。

第8 事業計画の変更

認定された事業実施計画のうち、次に掲げる変更を行うものについては、計画変更申請書（様式第2号）に変更計画書（別紙1）及び将来プランを添付し、第6の手続きに準じて、事前に知事の承認を受けなければならない。

- (1) 事業主体の変更
- (2) 将来プランの変更（但し、実施計画申請書に将来プラン変更案を付した場合はこの限りではない）
- (3) 補助金額の増又は3割を超える減

第9 事業の取り消し

知事は、第6の3による事業実施計画の認定後において、補助事業に関して虚偽の申請又は不適当な行為をしたと認められる場合は、認定を取り消すことができる。

第10 事業実績の報告

- 1 事業主体の長は、事業完了後、実施翌年度の4月10日までに、実績報告書（様式第4号）に実施報告書（別紙1）及び将来プラン（将来プランの変更を伴う事業を実施した場合は、変更後の将来プラン）を添付し、地域振興局に提出する。
- 2 提出を受けた地域振興局は、内容を確認し、知事に進達する。

第 11 事業実施後の措置

事業主体は、事業実施後 5 年間、事業実施に係る予算及び会計等の関係書類及び帳簿を備え、処理経過等を明らかにしておくものとする。

第 12 報告

- 1 事業主体の長は、事業実施計画に基づく事業が完了した年度を含めた 3 年間、将来プランに対する地区の進捗状況を調査し、翌年度の 5 月末までに、実施状況報告書（様式第 5 号）に進捗等状況報告書（別紙 2）を添付し、地域振興局に提出する。
- 2 提出を受けた地域振興局は、内容を確認し、知事に進達する。

第 13 助成

県は、予算の範囲内において事業の実施に要する経費に対して、助成を行うものとする。

第 14 事務取扱

事務の実施に当たり、事業主体が提出する書類の種類、提出先及び提出部数並びに事務処理系統は、別表 2 によるものとする。

第 15 指導体制

県は、市町村、関係機関等と連携し、事業の適切かつ効果的な実施のための指導を行うとともに、事業の実施を図るものとする。

第 16 その他

この要領に定めるもののほか、事業実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

改正後の要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1 (事業内容及び実施基準)

事業名	事業主体	事業期間	補助率	取組内容	実施基準
<p>農村集落の新たなチャレンジ支援事業</p>	<p>実践事業において重点地区に設定され、将来プランを策定した地区の農業者等で構成する団体</p>	<p>1年以内</p>	<p>定額</p> <p>【一般型】 一事業主体当たりの補助額は、実践事業による支援が開始した年から起算し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援3年目は500千円 ・支援4年目は250千円 <p>をそれぞれ上限とする。</p> <p>【若手参画・取組拡大型】 一事業主体当たりの補助額は、500千円を上限とする。</p>	<p>将来プランに位置づけた営農の継続や集落機能の維持に向けた次の取組の準備・試行</p> <p>【一般型】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域の活動主体となる組織（農業法人等）づくり 2 地域で新たに農業に従事する者などの所得機会の確保 3 農業従事者等の確保・定着に向けた仕組みづくり 4 その他営農の継続や集落機能の維持に向けた取組 <p>【若手参画・取組拡大型】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 将来プラン実践活動への若手の参画促進 2 実践区域の拡大を伴う取組 	<ol style="list-style-type: none"> 1 一地区当たり、申請できる件数は各型1件ずつとする。 2 補助金の交付の対象となる経費は、将来プランに位置づけた営農の継続や集落機能の維持に向けた取組の準備・試行に必要と認められる付表に掲げる経費とする。 3 補助対象とする取組について、国及び県の他の事業による支援を受けていないこと。 4 事業終了後は、国補事業等の活用などにより、将来プランに定める取組の本格的な実践を行うものとする。 5 取組拡大型は、将来プランの見直しを行うこと。

付表（対象となる経費の例）

経費区分	経費例	対象外事例（参考）
報償費	活動補助員手当、研修謝礼 など	
旅費	事業実施に係る担当者旅費、研修旅費、講師費用弁償旅費 など	
需用費	消耗品、会議資料代、車両燃料費 など	通常業務に要する費用
工事請負費	空き家、店舗等の障子やクロスの張り替えなど準備や試行的な取組に係る必要最小限の改修に係る費用 など	建物の資産価値が著しく増加する改修に係る費用
役務費	通信運搬費、手数料 など	
委託料	調査・分析の委託料、事業化に必要な業務の委託料 など	
使用料及び賃借料	活動に使用する建物借上料、機械・器具借上料、自動車等の借上料 など	懇親会会場使用料
原材料費	試験栽培に係る資材・種苗費、加工原材料費、直営で行う障子やクロスの張り替えなど準備や試行的な取組に係る必要最小限の修繕に要する材料費 など	建物の資産価値が著しく増加する修繕に要する材料費
負担金	講習会参加費、資格取得に係る費用、イベント参加に係る負担金 など	
その他	事業の遂行上、必要となる費用（ただし、備品購入費については、準備や試行的な取組に係る必要最小限のものに限る）	

別表 2 (事務処理系統)

提出書類	提出先	事務処理系統	様式
実施計画申請書 (添付) 実施計画書	地域振興局 農業企画(企画 振興)課	地域振興局→地域農政推進課	様式第1号 別紙1
計画変更申請書 (添付) 変更計画書	地域振興局 農業企画(企画 振興)課	地域振興局→地域農政推進課	様式第2号 別紙1
認定前着手届	地域振興局 農業企画(企画 振興)課	地域振興局(1)	様式第3号
実績報告書 (添付) 実施報告書	地域振興局 農業企画(企画 振興)課	地域振興局→地域農政推進課	様式第4号 別紙1
実施状況報告書 (添付) 進捗状況報告書	地域振興局 農業企画(企画 振興)課	地域振興局→地域農政推進課	様式第5号 別紙2
〔参考：補助金等の関係書類〕			
補助金交付申請書 (変更含む)	地域振興局 農業企画(企画 振興)課	地域振興局	交付要綱の 定める様式 による。
事業計画変更承認 申請書			
事業中止(廃止) 承認申請書			
状況報告書			
概算払請求書			
実績報告書			

新潟県知事 様

住 所
事業主体名
代表者氏名

令和 年度 農村集落の新たなチャレンジ支援事業 実施計画申請書

令和 年度農村集落の新たなチャレンジ支援事業を実施したいので、同事業実施要領第6の1に基づき申請します。

記

添付資料

別紙1「令和 年度 農村集落の新たなチャレンジ支援事業 実施計画書」

【誓約書】

- 私は暴力団又は暴力団員ではありません。
また、これらの者と社会的に非難されるような関係はありません。

※ にレ点チェックして誓約すること

別紙 1

令和 年度 農村集落の新たなチャレンジ支援事業
実施（変更）計画（報告）書

1 実施地区

市町村・地区	(支援 年目 ^{※1})
事業主体 ^{※2}	
代表者名	

※1 ビレッジプラン実践事業（前身の集落サポート人材育成事業を含む）での現状分析支援を1年目とした際の、申請年度での支援年数を記載する。

※2 組織及び運営に関する規約等並びに農業者である構成員が確認できる構成員名簿を添付する。

2 事業実施期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

3 営農の継続や集落機能の維持を図る将来プラン

添付資料のとおり

4 取組内容

一般型 若手参画型 取組拡大型

※ 対応する項目の□にチェックを入れる。

5 事業計画（実績）

項目 ^{※1}	取組内容（実績） ^{※2}

※1 将来プランに位置づけた取組に関連することがわかるように記載する。

※2 若手参画型は活動への参画をはたらきかける人材の特徴（属性・年代等）及び取り組ませる活動、取組拡大型は新たに区域とする地区の概要（地区名・中山間及び平場等）及び確保する人材等がわかるように記載する。

6 事業費積算

取組内容（実績） 及び支出項目※ ¹	事業費 （円）	うち事業対象	
		うち事業対象	積算根拠※ ²
計			

※1 「5 事業計画（実績）」の取組内容と関連付けて記載する。また、補助対象としない取組内容・支出項目であっても、計画の実施に不可欠な経費は記載する。

※2 事業対象とする取組は必ず記載する。

7 将来プランに位置づけた取組の本格的な実践に向けた今後の対応

- ※ 国補事業等の活用など、将来プランの本格的な実践に向けた事業実施後の対応について具体的に記載する。
- ※ 若手参画型は、若手の将来プラン活動への定着に向けた対応について具体的に記載する。
- ※ 取組拡大型は、拡大した取組の継続及び発展や、新たな人材の取組への定着に向けた対応について具体的に記載する。

添付資料

- 営農の継続や集落機能の維持を図る将来プラン
- 将来プラン更新案（計画時のみ。取組拡大型は必須。その他メニューも、本事業を活用して将来プランを更新する場合は添付）
- 組織及び運営に関する規約等
- 事業主体の構成員名簿（構成員ごとに農業者か非農業者か確認できるもの）
- 経費見積書等（計画時のみ）

新潟県知事

様

住 所
事業主体名
代表者氏名

令和 年度 農村集落の新たなチャレンジ支援事業 計画変更申請書

令和 年 月 日付け地農第 号で認定のあった農村集落の新たなチャレンジ支援事業の事業計画を変更したいので、同事業実施要領第8に基づき申請します。

記

1 添付資料

別紙1「令和 年度 農村集落の新たなチャレンジ支援事業 変更計画書」

2 変更理由

注) 事業実施計画書は、認定された計画の変更箇所について、変更前を括弧書きとし
上段に、変更後を下段に記載すること

地域振興局長 様

住 所

事業主体名

代表者氏名

令和 年度 農村集落の新たなチャレンジ支援事業 認定前着手届

令和 年度農村集落の新たなチャレンジ支援事業について、下記のとおり認定前に着手したいので、対象事業として認定されない場合は自力事業とすることを了承の上、届出します。

記

1 認定前着手

着手予定年月日	
完了予定年月日	
事業内容	
事業費	

2 認定前着手の理由

様式第4号

番 号
年 月 日

新潟県知事

様

住 所
事業主体名
代表者氏名

令和 年度 農村集落の新たなチャレンジ支援事業 実績報告書

令和 年度に実施した農村集落の新たなチャレンジ支援事業の実績について、同事業実施要領第10の1に基づき報告します。

記

添付資料

別紙1「令和 年度 農村集落の新たなチャレンジ支援事業 実施報告書」

様式第5号

番 号
年 月 日

新潟県知事

様

住 所
事業主体名
代表者氏名

令和 年度 農村集落の新たなチャレンジ支援事業 実施状況報告書

令和 年度に実施した農村集落の新たなチャレンジ支援事業の実施状況について、同事業実施要領第12の1に基づき報告します。

記

添付資料

別紙2「令和 年度 農村集落の新たなチャレンジ支援事業 進捗状況報告書」

別紙 2

令和 年度 農村集落の新たなチャレンジ支援事業 進捗等状況報告書

項目※ ¹	地区が目指す姿※ ²	令和 年度の進捗・取組状況※ ³

- ※1 実施要領第10の1の実施報告書（別紙1）の「5 事業実績」の項目について記載する。事業を複数年活用した場合は、複数年分の内容を記載する。
- ※2 将来プランにおいて、項目に対応する地区が目指す姿を記載する。
- ※3 報告時点における目指す姿に対する進捗状況や準備・施行後の本格的な取組の実施状況について具体的に記載する。